

茨城県報

第7369号

昭和60年8月1日

木曜日

目次

告 示

	ページ
●保安林の指定の解除(林業課)	1
●新規土地改良事業の認可(農地管理課)	1
●道路の供用開始(道路維持課)	2
●土地改良事業の工事完了(10件)(土地改良事務所)	2

(公安委員会)

●緊急自動車の指定及び取消し	4
●交通規制の一部改正	5

告 示

茨城県告示第1117号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和60年8月1日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 解除を予定している保安林の所在場所
鹿島郡大洋村台濁沢字濁沢253の7
- 2 指定された目的 飛砂の防備及び公衆の保健
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

茨城県告示第1118号

昭和60年4月5日付けで金砂郷村長石崎力から認可申請のあつた久米地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和60年7月16日認可した。

昭和60年8月1日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第1119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和60年8月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和60年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道粟生木崎線
- 2 供用開始の区間
鹿島郡神栖町大字深芝字堀川2935番97から
鹿島郡神栖町大字木崎字二ノ分1203番1まで
- 3 供用開始の期日 昭和60年8月1日

茨城県告示第1120号

昭和45年10月28日付け農管指令第245号をもつて認可のあつた団体営農道整備事業山田地区土地改良事業については、昭和47年3月25日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき届け出があつたので、同条第2項の規定により公告する。

昭和60年8月1日

茨城県銚田土地改良事務所長 皆 川 勝

茨城県告示第1121号

昭和46年11月17日付け農管指令第362号をもつて認可のあつた団体営農道整備事業北浦地区土地改良事業については、昭和47年3月28日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき届け出があつたので、同条第2項の規定により公告する。

昭和60年8月1日

茨城県銚田土地改良事務所長 皆 川 勝

茨城県告示第1122号

昭和48年2月19日付け農管指令第67号をもつて認可のあつた団体営農道整備事業南高岡地区土地改良事業については、昭和48年3月30日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき届け出があつたので、同条第2項の規定により公告する。

昭和60年8月1日

茨城県銚田土地改良事務所長 皆 川 勝

茨城県告示第1123号

昭和48年11月17日付け農管指令第 279 号をもつて認可のあつた団体営農道整備事業本宿地区土地改良事業については、昭和52年 3 月24日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届け出があつたので、同条第 2 項の規定により公告する。

昭和60年 8 月 1 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 皆 川 勝

茨城県告示第1124号

昭和50年 5 月17日付け農管指令第 228 号をもつて認可のあつた団体営農道整備事業繁昌地区土地改良事業については、昭和54年 2 月12日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届け出があつたので、同条第 2 項の規定により公告する。

昭和60年 8 月 1 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 皆 川 勝

茨城県告示第1125号

昭和50年 5 月17日付け農管指令第 229 号をもつて認可のあつた団体営農道整備事業行戸地区土地改良事業については、昭和53年12月25日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届け出があつたので、同条第 2 項の規定により公告する。

昭和60年 8 月 1 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 皆 川 勝

茨城県告示第1126号

昭和50年 5 月17日付け農管指令第 230 号をもつて認可のあつた団体営農道整備事業平須賀地区土地改良事業については、昭和52年12月10日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届け出があつたので、同条第 2 項の規定により公告する。

昭和60年 8 月 1 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 皆 川 勝

茨城県告示第1127号

昭和51年 7 月 1 日付け農管指令第 313 号をもつて認可のあつた団体営農道整備事業南原地区土地改良事業については、昭和54年 3 月 3 日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 1 項の規定に基づき届け出があつたので、同条第 2 項の規定により公告する。

昭和60年 8 月 1 日

茨城県鉾田土地改良事務所長 皆 川 勝

茨城県告示第1128号

昭和54年7月5日付け農管指令第399号をもつて認可のあつた団体営農道整備事業小貫地区土地改良事業については、昭和56年11月10日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき届け出があつたので、同条第2項の規定により公告する。

昭和60年8月1日

茨城県銚田土地改良事務所長 皆 川 勝

茨城県告示第1129号

昭和54年7月5日付け農管指令第400号をもつて認可のあつた団体営農道整備事業稲ヶ谷地区土地改良事業については、昭和57年11月14日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定に基づき届け出があつたので、同条第2項の規定により公告する。

昭和60年8月1日

茨城県銚田土地改良事務所長 皆 川 勝

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第26号

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項の規定により、緊急自動車の指定及び取消し、第14条の2の規定により道路維持作業車の指定を行つたので公示する。

昭和60年8月1日

茨城県公安委員会委員長 飯 塚 一 雄

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者の氏名
1805	土浦44ち 5308	トヨタ 56年式	公共応急作業用 (電話事業)	日本電信電話(株) 水海道電報電話局
1806	水戸88す 3078	" 60年式	道路応急作業用 (道路パトロール)	日本道路公団 東京第二管理局
1809	水戸み 3866	ホンダ 60年式	警察責務遂行用	茨 城 県
1810	" 3867	"	"	"
1811	" 3868	"	"	"
1812	" 3869	"	"	"
1813	" 3870	"	"	"
1814	" 3871	"	"	"
1815	水戸56は 9252	ニッサン 60年式	"	"
1816	" 9253	"	"	"

1817	"	9254	"	"	"
------	---	------	---	---	---

2 緊急自動車の指定の取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者の名称	告 示 年 月 日	告示番号
490	茨 8 ち 58	いすゞ 45年式	警 察 責 務 用	茨城県警察本部	45. 6. 1	10
660	茨 88 す 1199	マツダ 48年式	"	"	48. 3. 29	11
677	" 1224	"	"	"	48. 4. 9	13
688	茨 88 せ 1305	ニッサン48年式	"	"	48. 6. 25	20
697	" 1359	トヨタ 48年式	"	茨 城 県	48. 7. 16	25
708	" 1371	"	"	"	"	"
714	" 1377	"	"	"	"	"
720	" 1383	"	警察責務遂行用	"	"	"
723	" 1386	"	"	"	"	"
836	茨 80 あ 1	スズキ 50年式	"	茨城県警察本部	50. 4. 7	14
867	茨 88 せ 2474	トヨタ 50年式	"	"	50.11.17	47
976	茨 88 す 3655	" 52年式	"	茨 城 県	52.10.24	29
679	" 1226	マツダ 48年式	"	茨城県警察本部	48. 4. 9	13
1537	水戸88せ 1418	トヨタ 54年式	"	茨 城 県	58. 3. 24	12
695	0 茨 は 55	スズキ 48年式	"	"	48. 7. 12	22
847	茨城80あ 2	" 50年式	"	茨城県警察本部	50. 5. 15	18
1052	水戸80あ 4	" 53年式	"	茨 城 県	53.10.23	41

3 道路維持作業用自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者又は使用者
1806	水戸88す 3078	トヨタ 60年式	道路維持作業用	日本道路公団 東京第二管理局
1807	" 3076	"	"	"
1808	" 3077	ニッサン 60年式	"	"

茨城県公安委員会告示第27号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第4条第1項の規定により、茨城県公安委員会が行う交通規制(昭和45年茨城県公安委員会告示第9号)の一部を次のとおり改正する。

昭和60年8月1日

茨城県公安委員会委員長 飯 塚 一 雄

別表第3 石岡警察署管内の表中34の項の次に次のように加える。

35	町道	新治郡八郷町大字辻字神明58番先から同町大字柴内字旭峰下52番先まで(辻交差点から朝日峠三差路交差点まで)	3,700	終	日	二	輪
36	町道	新治郡八郷町大字小幡2090番の1先から同町大字小幡横道国有林22い林小班まで(高橋民弥所有畑地東側から風返基点東側まで)	3,400	終	日	二	輪

別表第7 石岡警察署管内の表中141の項の次に次のように加える。

142	新治郡八郷町大字辻神明58番先 (辻交差点)	小幡方面からの直進及び小桜方面からの左折並びに筑波方面からの右折を禁止	終	日	二	輪
143	新治郡八郷町大字小幡2090番の1先	小幡方面からの左折及び真壁町方面からの右折を禁止	終	日	二	輪

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ)(金 2,000円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所